

「子ども・子育て支援新制度」 について

平成25年12月19日
精華町子育て支援課

※現時点の国の資料等を基に作成したものであり、今後修正があります。

新制度の主な目的

子育てをめぐる様々な課題の解決に向け、新しい制度が創設されます。
この制度の主な目的とポイントを以下に整理します。

1. 質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供

→ 幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」制度を改善します。

2. 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

→ 待機児童の解消をめざし、保育所などの施設の「認可」制度の改善等を図り、施設整備の充実を図ります。

→ 「小規模保育」「家庭的保育」など様々な手法による保育に対する財政措置を行い、保育の量や種類を増やします。

→ 教育・保育の質を確保するために、幼稚園教諭、保育士等の人材確保、職員の処遇や配置の改善を図ります。

3. 地域の子ども・子育て支援の充実

→ 地域における子育て支援のニーズに応えるため、「地域子育て支援拠点事業」「一時預かり」「延長保育」「病児・病後児保育」「放課後児童クラブ」などの様々なサービスの拡充を図ります。

→ 子育て支援に関する相談の受付・サービスの紹介、情報提供窓口の設置など新たな取り組みを自治体の実態に即して提供していくことが求められます。

子ども・子育て関連 3 法

新制度の創設に係る 3 つの法律をあわせて「子ども・子育て関連 3 法」と呼びます。

○「子ども・子育て支援法」

- ・ 認定こども園、幼稚園、保育所等を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- ・ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」の充実）

○「改正認定こども園法」

- ・ 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・ 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

○「関係整備法」（児童福祉法等の改正）

新制度のポイント 1 「給付」の創設

子ども・子育て支援サービスは「給付」と「事業」で構成されます。

子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

- 施設型給付
 - ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付
 - ※私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする
- 地域型保育給付
 - ・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
 - ※ 施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応
- 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等（対象事業の範囲は法定）
 - ※ 都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施
- 延長保育事業、病児・病後児保育事業
- 放課後児童クラブ
- 妊婦健診

※ 出産・育児に係る休業に伴う給付(仮称)→ 将来の検討課題

現在の保育制度

- 施設補助(現物給付)方式
- 自治体責任による入所・利用の仕組み

今後の保育制度

- 利用者補助(個人給付)方式
- 直接契約(保護者の自己責任による利用)方式

【「給付」について】

○ 市町村による認定

- ・市町村が客観的基準に基づき、個々の児童について「保育の必要性」(※)を認定する仕組みとする。
- ・施設型給付及び地域型保育給付については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする(保育料等は施設が利用者から徴収)。

○ 市町村による施設・事業者の確認

- ・給付の実施主体である市町村が認可施設・認可事業者のなかで施設型給付、地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認する。

○ 契約形態

- ・契約については、保育の必要性の認定を受けた子どもと受けない子どものいずれについても、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とし、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。
- ・入園希望者が定員を上回る場合は「正当な理由」に該当するが、この場合、施設は、国の選考基準に基づき、選考を行う。
- ・私立保育所については、児童福祉法第24条第1項により、保育所における保育を行うため、市町村と利用者が契約し、私立保育所に対して委託費を支払うこととする。その際、保育料も市町村が徴収する。

○ 費用・利用者負担

- ・利用者負担は、現行水準・利用者の負担能力を勘案した応能負担とする。
- ・給付費＝「国が定める基準により算定した費用の額(公定価格)」－「国が定める額を限度に市町村が定める額(利用者負担額)」

「保育の必要性」(※)

1. 概要

- 子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなる。(子ども・子育て支援法19条等)

【参考】認定区分

- 1号認定子ども: 満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども
 - 2号認定子ども: 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
 - 3号認定子ども: 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
- } 保育を必要とする子ども

- 保育の必要性の認定に当たっては、国は、以下の3点について、認定基準を策定することとされている。
 - ①「事由」: 保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由
 - ②「区分」: 長時間認定(「長時間」)又は短時間認定(「短時間」)の区分(保育必要量)
 - ③「優先利用」: ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等
- それぞれの認定基準等は、現行制度や各市町村における運用の実態等を勘案しながら検討する必要がある。
- また、現行制度の下で保育所に入所できている子どもが、新制度への移行によって、ただちに退所させられるようなことが生じないよう、留意が必要。

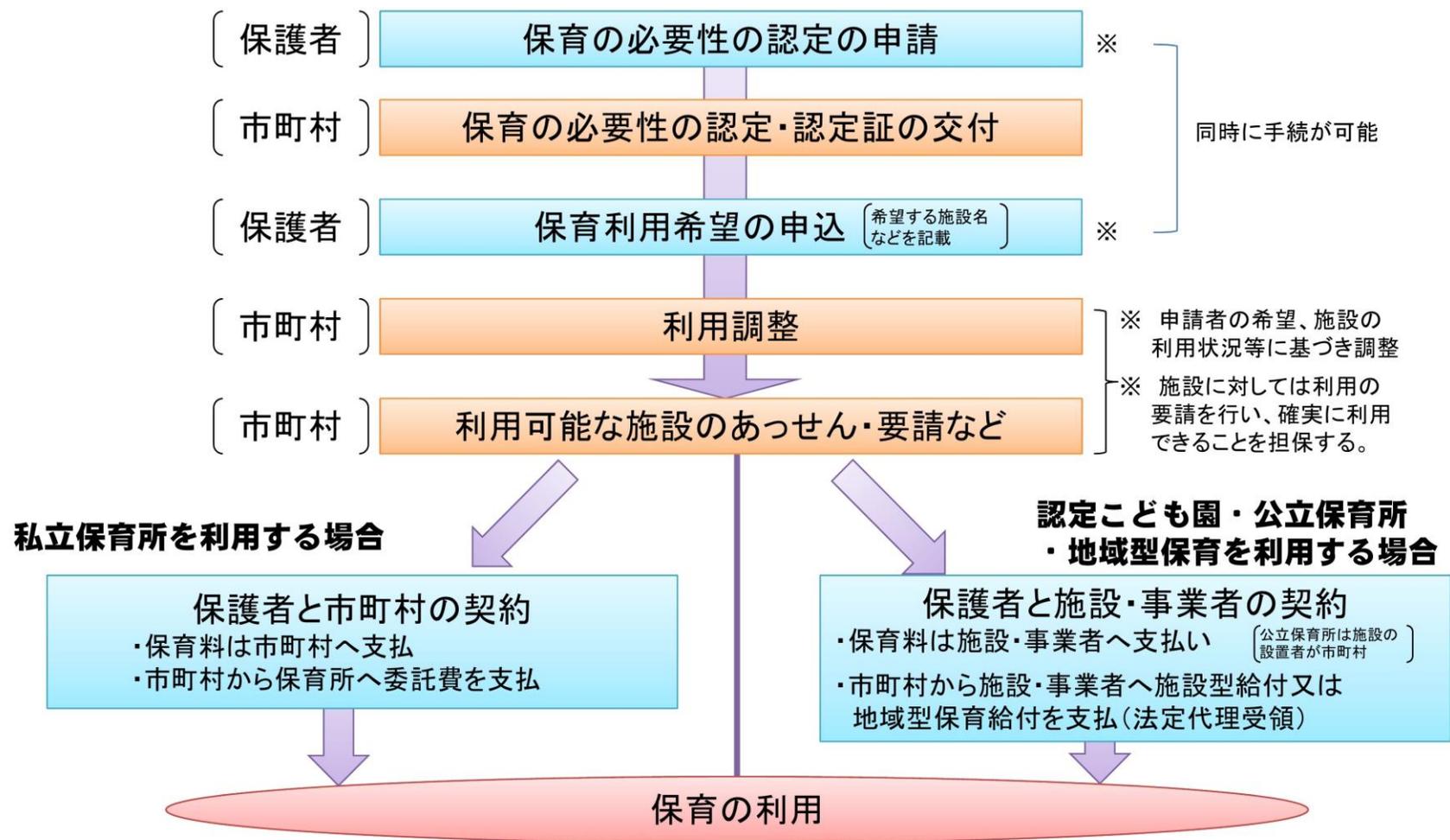
- 就学前の教育・保育を希望する全ての児童の保護者が対象。
- 市町村は、保護者からの申請に基づき、左記区分により認定を行う。

(例)

新制度適用の幼稚園利用を希望する場合・・・1号認定子どもの認定を受ける。

◆ 保育を必要とする場合の利用調整の手順(イメージ)

- 当面の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者との間の契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者との間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。



新制度のポイント 2 「地域型保育」

次の4事業が児童福祉法上の市町村認可事業とされ、「地域型保育給付」の対象となります。

①小規模保育事業

- ・ 原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもに対する保育を行う
- ・ 定員は6人以上19人以下

②家庭的保育事業

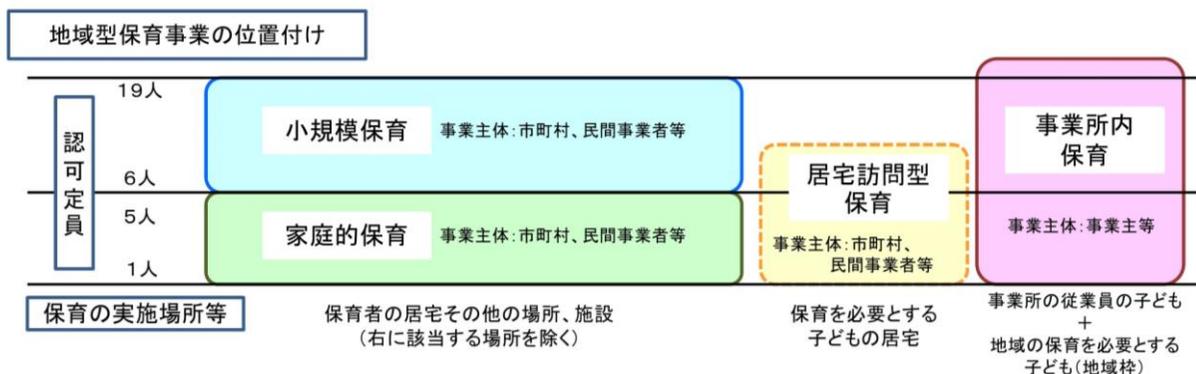
- ・ 原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもに対し、家庭的保育者の居宅等において保育を行う
- ・ 定員は5人以下

③居宅訪問型保育事業

- ・ 原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもに対し、その居宅において家庭的保育者による保育を行う

④事業所内保育事業

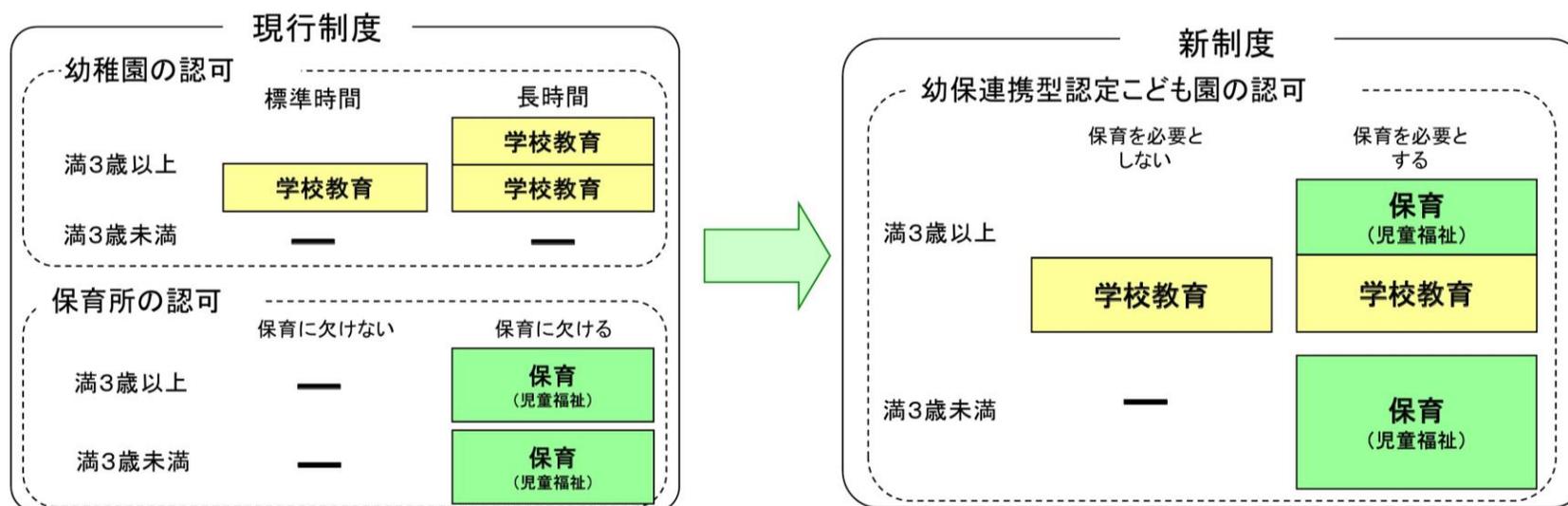
- ・ 原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもに対し、事業所内の施設等において従業員の子どもに加え、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う



- 認可基準は国が定める省令に基づき、市町村が条例で定める。

新制度のポイント 3 「認定こども園制度」

- 「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設(新たな「幼保連携型認定こども園」)
 - ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育を提供。また、保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。
 - イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。
 - ※ 満3歳未満児の受入れは義務付けないが、満3歳未満児の受入れを含め、幼保連携型認定こども園の普及を促進する。
- 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に推進
- 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ(株式会社等の参入は不可)
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化



新制度のポイント 4 「地域子ども・子育て支援事業」の拡充

既存の地域子ども・子育て支援事業の充実や新設を行います。

国が示す地域子ども・子育て支援事業のメニューは以下の通りです。（※●は精華町ですでに実施しているもの）

- 利用者支援(新規)
- 地域子育て支援拠点事業
- 放課後児童クラブ
- 妊婦健診
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業・その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- 子育て短期支援事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 一時預かり
- 延長保育事業
- 病児・病後児保育事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業(新規)
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(新規)

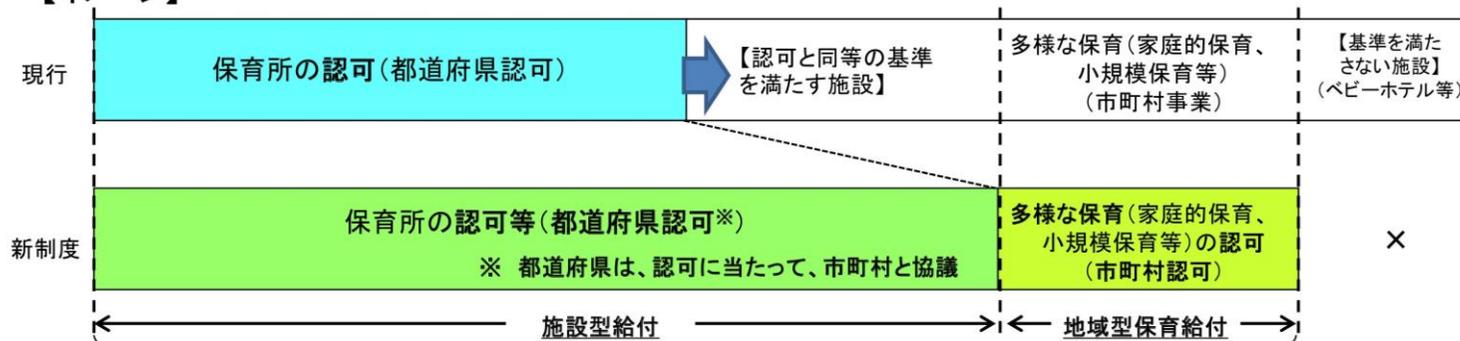
新制度のポイント 5 「認可制度」の改善等

【基本的な考え方】

- 認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう
 - ① 社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める
 - ② その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。
- その際、都道府県は、実施主体である市町村との協議を行うことで、市町村子ども・子育て支援事業計画との整合性を確保する。
- 市町村は、認可施設・事業に対し、利用定員を定めた上で、給付の対象とすることを確認する。
- 確認を行った市町村は、適正な給付の維持のため、施設・事業に対し、指導監督を実施する。

- 申請内容が客観的な基準を満たせば、原則として認可する。(株式会社による設置も原則として認可)
- 認可基準は国が定める省令に基づき、市町村が条例で定める。

【イメージ】



認可を受けた施設、事業は、市町村による定員を定めた上での確認を得て、対象施設・事業となる(私立保育所は委託費)。
 ※認定こども園についても、改善後の保育所に関する認可制度と同様の認定・認可の仕組みとする。

新制度のポイント 6 「事業計画」の策定

- 市町村子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載。
- あわせて、任意的記載事項として、都道府県が行う専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る支援との連携やワーク・ライフ・バランスに係る施策との連携等についても記載。

【市町村子ども・子育て支援事業計画記載事項】(子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項)

＜必須記載事項＞

- 区域の設定 (第2項第1号)
- 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (第2項第1号)
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (第2項第2号)
- 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 (第2項第3号)

＜任意記載事項＞

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 (第3項第1号)
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携 (第3項第2号)
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 (第3項第3号)

- 5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。
- 新制度の実施主体として、全市町村で作成。

新制度のポイント 7 「子ども・子育て会議」の設置

○平成25年4月に内閣府に設置。

○委員

・25人以内で組織。

・子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命。

○役割

・会議は、子ども・子育て支援法又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項を調査審議する。

子ども・子育て支援法又は他の法律によりその権限に属させられた事項の主な内容

- ・基本指針の調査審議
 - ・認定こども園法に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準の調査審議
 - ・特定教育・保育施設の基準の調査審議
 - ・特定地域型保育事業者の基準の調査審議
 - ・施設型給付費、特例施設型給付費の額の算定基準の調査審議
 - ・地域型保育給付費、特例地域型保育給付費の額の算定基準の調査審議
- など

・会議は、子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項に関し内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

・会議は、この法律に基づく施策の実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べるができる。

● 自治体においても「地方版子ども・子育て会議」の設置を努力義務として規定。

● 子ども・子育て会議において、新制度による子ども・子育て施策について検討を行います。